

補助金等取扱基準

補助金等の名称	農地集積協力補助金
補助事業等の目標	農地の利用集積を促進するため。
補助事業等の対象者	<p>人・農地プランに位置づけられた経営体に農地を集積する協力者で、次の給付要件を満たす者</p> <p>(1) 農業者所得補償制度の交付金対象者であること。</p> <p>(2) 農地利用集積円滑化事業で白紙委任により 10 年以上の貸付を行うこと。</p> <p>(3) 遊休農地を保有していないこと。</p> <p>(4) 10 年間土地利用型作物の栽培を目的として農地の新規取得や農作業の受託をしないこと。</p> <p>(5) 10 年間土地利用型作物の販売の委託をしないこと。</p> <p>※分散錯圃解消協力金と併せて交付は受けられない。</p>
補助対象経費	戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）に規定する農地集積協力金交付事業に該当する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>交付要件を満たした農地面積に応じて次の金額とする（県補助率 10/10）。</p> <p>0.5ha 以下 30 万円/戸</p> <p>0.5ha 超 2.0ha 以下 50 万円/戸</p> <p>2.0ha 超 70 万円/戸</p> <p>【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	補助対象者からの実績報告書及び現地確認により評価する。
補助事業等の開始時期	平成 25 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	<p>県補助事業が終了するまで</p> <p>【終期が 3 年を超える場合の理由】</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	<p>戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱に定める様式書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係